松 契 一 般 第 324 号

令 和 8 年 11 月 20 日

松戸市物品購入等制限付き一般競争入札の実施について

財務部　契約課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

また、本入札は電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。

記

1　件名　　自動契印綴じ機の購入

2　納入場所　　常盤平支所他７か所

3　納入期間　　契約締結日から令和9年1月29日まで

4　調達物品概要　自動契印綴じ機　８台

詳細は仕様書のとおり。

同等品も可とするが、令和8年12月1日(火)16時30分までに同等品確認書を発注担当課に提出すること。

5　発注担当部課　市民部　　市民課

6　入札参加資格要件

(1)　令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に物品で登載され、大分類「文具・事務機器」の中分類「事務機器」に登録があること。

(2)　地域要件なし。

(3)　地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア　電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ　本事業の公告の日から入札日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和62年松戸市訓令甲第1号)に基づく指名停止の措置を受けている者

オ　本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

カ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

キ　入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク　事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者

7 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和8年11月20日　9時00分から

令和8年11月27日　11時00分まで

(2) 申請方法

電子入札システムにより申請すること。

(https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/)

(3) 提出書類等

電子入札システムにより、下記の書類を1つのＰＤＦファイルにまとめて提出すること。

但し、パソコンの不具合等により電子入札システムより書類を提出できない場合は、事前に松戸市の承諾を得たうえで、紙入札方式参加届出書と併せて下記の書類を松戸市財務部契約課(松戸市役所新館９階)窓口へ持参すること。

なお、市指定用紙とあるものについては、松戸市ホームページ（http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html）又は ちば電子調達システムの入札情報サービス（ https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/）からダウンロードすること。

※電子入札システムによる提出の場合、下記ア・イ・ウの書類の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

ア　松戸市物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査申請書　（市指定用紙）

イ　誓約書　（市指定用紙）

ウ　特定関係調書　（市指定用紙）

※　令和8年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

エ　松戸市に本店又は営業所等がある場合は、参加申し込み締め切り日時点において納期到来分が未納となっていない事実がわかる以下の納税証明書の写しを提出すること。

・法人市民税（法人の場合）：直近１事業年度分
・市県民税（個人事業主の場合）：直近１年度（令和８年度）分
・固定資産税（課税されている場合のみ）：直近１年度（令和８年度）分

※　松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

オ　その他松戸市が必要と認めた書類

(4) 入札参加資格の有無

電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を令和8年12月2日に通知する。

但し、「7.入札参加申請及び資格の確認（3）提出書類等」に定める手続きに従って松戸市財務部契約課窓口へ書類を持参した者については、ファクシミリ等により通知する。

※　競争参加資格確認通知日から入札日までの間に第6項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできない。

(5)　入札参加資格がない場合について

資格審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、財務部契約課へ説明を求めることができる。その説明を求める場合は、審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出すること。

8　契約条項等を示す場所

(1)　契約書案及び仕様書等を示す場所

・「松戸市ホームページ」　http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html

・ちば電子調達システムの入札情報サービス

https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/

(2)　契約書案及び仕様書等を示す期間

令和8年11月20日の　　9時00分から

入札参加申請期限日の11時00分まで

(3)　仕様書等の入手方法

・松戸市ホームページ

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html)からダウンロードすること。

・ちば電子調達システムの入札情報サービス

(https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/)からダウンロードすること。

(4)　質疑について

調達物品の内容に関して質疑のある場合は、下記により質疑を提出すること。なお、質疑がない場合であっても電子メールのアドレスを市民課まで電子メールにて送信すること。

ア　質疑提出期間

令和8年11月20日9時00分から令和8年12月1日11時まで

イ　質疑提出先メールアドレス

松戸市　市民部　市民課

mcshimin@city.matsudo.chiba.jp

ウ　質疑回答日

令和8年12月3日午後3時までに回答する。

（なお、質疑がない場合は回答しない。）

9　入札書の提出

(1)　提出期間　令和8年12月9日　　9時00分から

令和8年12月11日　9時00分まで

(2) 方　法　　電子入札システムにより提出すること。

10 開札日時場所　　令和8年12月11日　9時40分　　松戸市役所 新館9階 入札室

11 開札立会人

全ての電子入札について、開札立会人の選任は行わない。開札は入札参加該当者を対象に公開で行うものとする。なお、開札に重大な支障を及ぼすおそれがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うことがある。

12 電子入札システムの障害等について

(1)　電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがある。

(2)　入札参加者のシステム障害等により、電子入札システムを使用できない場合において、入札書の提出締切日時までに松戸市の承諾を得たうえで、紙入札方式参加届出書を提出した場合には、紙入札をすることができる。

13 入札保証金

入札に参加する者の見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者がこの公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1)　保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　本事業の公告の日の前日から過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

14 支払条件

(1)　納入目的物等の引渡し後、支払う。

(2)　前金払　無

(3)　部分払　無

15 最低制限価格の設定　無

16 内訳書の提出　　無

内訳書の提出が「有」の場合は入札時に提出すること（市指定用紙）。提出が無い場合は入札を無効とする（入札後直ちに行う再度の入札では不要。）。

17 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる契約金額（税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

18 その他の入札必要事項

(1)　代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名押印すること。

(2)　一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(3)　予定価格以内の入札をした者がないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。

(4)　予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(5)　落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定する。

19 入札の中止等

(1)　入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し又は中止をすることができる。

(2)　前号の場合の他、本市の都合により、入札を延期し又は中止をすることができる。

(3)　前2号において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

20 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、入札後直ちに行う再度の入札に参加できない。

(1)　入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2)　委任状を持参しない代理人のした入札

(3)　所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4)　記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札

(5)　入札金額を訂正した入札

(6)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7)　明らかに連合であると認められる入札

(8)　同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札

(9)　ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札

(10)　入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札

(11)　内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札

(12)　電子入札の場合にあっては、電子証明書を不正に使用した入札

(13)　入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札

(14)　その他入札に関する条件に違反した入札

21 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあっては、500万円以上）である場合は、この限りでない。

(3)　契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

22 契約の締結について

落札者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

23 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

24 その他

提出された入札参加申請書類は返却しない。

25 問い合わせ先

松戸市財務部契約課　電話 047－366－1151